令和８年（フ）第３１５号
沖縄県うるま市字喜屋武110番地２　福地アパート205
債務者　國吉　眞二
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２６号
沖縄県名護市字宮里587番地６　マンションしあわせ204号
債務者　比嘉　民子（旧姓　嘉陽）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第６４号
沖縄県国頭郡宜野座村字漢那2318番地の２
債務者　赤嶺　紫乃
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第８５号
千葉県茂原市小林2989番地　落合ハイツ102号
債務者　髙木　清紀
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第８９号
千葉県いすみ市岬町井沢823番地
債務者　小川　拓海
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第３１３号
金沢市田上さくら２丁目10番地　コーポクレイン３・201号、従前の住所金沢市疋田１丁目148番地　瑞穂101号
債務者　宮本　紗希
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４７６１号
大阪府寝屋川市香里西之町19番15号(101号)、前住所大阪市平野区喜連７丁目１番９号
債務者　嶋屋小夜香
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８５１号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号、前住所大阪市西区南堀江４丁目24番10―215号
債務者　坂本　正子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０６４号
大阪府吹田市岸部北４丁目27番３―404号
債務者　＆ｃａｒｅ＋ｍｉｍｕｓｕｂｉこと　西原加寿希
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０９５号
大阪府茨木市山手台４丁目８番11―501号
債務者　中平　篤利
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１２７号
大阪市生野区小路３丁目12番20号
債務者　木下栄心こと　ＬＥＥ　ＹＯＵＮＧＳＩＭ　李　　榮心
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１４３号
大阪市住之江区西住之江３丁目12番５―104号
債務者　木村　博一
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１４４号
大阪市住之江区西住之江３丁目12番５―104号
債務者　木村　澄子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２３５号
大阪市西成区千本中１丁目15番10号　朝日プラザ岸里パサージュ　104号
債務者　能引　　勝
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２５９号
大阪市東淀川区井高野３丁目10番18―1001号
債務者　小川智永子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３２９号
大阪市東淀川区豊里３丁目16番43―305号
債務者　岩﨑　義久
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部